

## 入札説明書

苧田町が発注する苧田町公告第52号に関する入札公告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

|               |                                      |  |
|---------------|--------------------------------------|--|
| 1. 工 事 名      | 苧田町総合福祉会館改修工事                        |  |
| 2. 工 事 場 所    | 苧田町尾倉4丁目1番地7                         |  |
| 3. 工 事 概 要    | 工 事 内 容                              | 建築改修工事（内装改修）<br>電気設備改修工事（照明コンセント）<br>機械設備改修工事（空調換気、衛生）<br>外構改修工事 |
|               | 工 期                                  | 契約の効力が発生する日(令和7年9月議会予定)<br>から令和8年7月31日まで                         |
|               | 予 定 価 格                              | 179,600,000円（税抜き）  |
|               | 最 低 制 限 価 格                          | 165,232,000円（税抜き）  |
| 4. 入札に参加できる形態 | 単体企業とする                              |  |
| 5. 設計受託業者     | 株式会社 海渡設計 行橋支社                       |  |
| 6. 日 程        | 公 告 日                                | 令和7年6月11日  |
|               | 入札参加申込書の交付                           | 令和7年6月11日～令和7年6月25日  |
|               | 説明資料・設計図書等の閲覧及び交付                    | 令和7年6月11日～令和7年6月25日  |
|               | 入札参加申込受付期間                           | 令和7年6月11日～令和7年6月25日<br>午後5時必着                                    |
|               | 入札参加確認通知書                            | 令和7年7月15日  |
|               | 仕様書に関する質問の提出期間                       | 令和7年6月12日～令和7年7月22日<br>午後4時迄にFAXにて提出                             |
|               | 仕様書に関する質問の回答                         | 令和7年7月25日～令和7年7月31日  |
|               | 入札に参加することができないと決定された者に対する理由の説明を求める期間 | 令和7年7月16日～令和7年7月22日<br>午後5時までに持参                                 |
|               | 説明理由回答期限                             | 令和7年7月31日  |
|               | 開 札 日 時                              | 令和7年8月6日（水）午後1時30分   |

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 7. 事務担当課                     | (1) 入札手続き等に関する担当課   |   |
|                              | 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1  |   |
|                              | 苅田町 財政課 契約担当  | FAX 093-436-3014  |
|                              | (2) 工事に関する担当課   |   |
| 8. 入札参加資格                    | 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1  |   |
|                              | 苅田町 財政課 施設管理室   | FAX 093-436-3014  |
|                              | 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下施行令という。）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）に関する事項  |   |
|                              | 建築一式工事については、令和7年度において、「苅田町建設工事等競争入札参加者の資格及び審査に関する規則」（平成21年10月2日規則第14号）に定める資格を得ている者  |   |
| 本町において、常時契約締結先の所在地が福岡県内であること |   |   |
| 9. 入札参加条件                    | 入札参加条件（施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）に関する事項  |   |
|                              | 入札参加申込時において、次の条件を満たすこと。なお、開札時及び本契約締結時においても同条件を満たすこと   |   |
|                              | (1)   | 施行令第167条の4に該当する者でないこと   |
|                              | (2)   | 建築一式工事について、過去5年以内に公共工事元請施工実績を有すること  |
|                              | (3)   | 当該工事に専任で配置できる監理技術者を有すること（建設業法第26条）ただし、入札日以前に3ヶ月以上の直接的・恒常的な雇用関係にある者                    |
|                              | (4)   | 当該工事に専任で配置できる監理技術者については、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講していること（建設業法第26条）             |
|                              | (5)   | 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上であり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること |
| (6)                          | 経営事項審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式工事の総合評定値」が、1,000点以上であること。ただし主たる営業所が苅田町内にある者は、建築一式工事について苅田町建設工事競争入札参加資格者名簿の業者等級別格付が、最上位等級に属する者とする |   |

|                                      |            |   |
|--------------------------------------|------------|---|
|                                      | (7)        | 苅田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程(平成15年告示第42号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中又は、国及び福岡県からの指名停止期間中でないこと   |
|                                      | (8)        | 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省の一般競争入札参加資格の再認定を受けていること |
|                                      | (9)        | 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと   |
| 10. 入札参加申込                           | 入札参加申込書の交付 | 「6. 日程」の期間で、苅田町公式ホームページからダウンロードすること   |
|                                      | 提出書類       | 競争参加資格確認申請書(様式第1号の1)  |
|                                      |            | 同種工事施工実績調書(様式第2号)※  |
|                                      |            | 主任(監理)技術者等の資格及び工事経験調書(様式第3号)  |
|                                      |            | その他必要な添付資料<br>※同種工事とは建設業法第3条に定める建築一式工事とする   |
|                                      | 提出先        | 「7(1)」とする   |
|                                      | その他        | 提出書類は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、レターパックプラス等の郵便物が追跡できる方法でかつ配達時に受け取りが確認できるもの)による  |
|                                      |            | 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする  |
| 提出書類は、返却しない                          |            |   |
| 受付期間以降における書類の差替え及び再提出は認めない           |            |   |
| 提出書類に不備がある場合は、入札に参加できないことがあるので注意すること |            |   |
| 11. 入札説明資料交付及び設計図書等の閲覧               | 入札説明資料等の交付 | 「6. 日程」の期間で、苅田町公式ホームページよりダウンロードによる交付  |
|                                      | 設計図面等の交付   |   |
| 12. 仕様書に関する質問及び回答                    | 質問         | 仕様書に対する質問がある場合は、FAXにて提出すること(様式第4号の1、様式第4号の2)  |
|                                      |            | 受付期間は、「6. 日程」のとおり   |

|                                   |  |   |   |
|-----------------------------------|--|---|---|
|                                   |  | 受付場所  | 入札または契約については、「7. (1)」まで<br>工事については、「7. (2)」まで |
|                                   |  | 回答  | 苅田町公式ホームページにて回答を行う<br>回答期限は、「6. 日程」のとおり       |
| 13. 入札に参加することができないと決定された者に対する理由説明 | <p>入札に参加することができないと決定された者は、その理由について説明を求められることができる</p> <p>説明を求める場合には、書面（様式は自由）を提出して行うこと</p> <p>書面の提出は、持参による</p> <p>提出先は、「7. (1)」とする</p> <p>説明の回答は、書面により行う</p> <p>説明を求める場合の提出期限は、「6. 日程」のとおり</p> <p>「6. 日程」までに、説明を求めたものに対し、回答書により回答する</p> |   |   |
| 14. 入札参加確認通知                      | 「6. 日程」で発送する   |   |   |
| 15. 入札書の提出                        | 提出書類   | 入札書、委任状（必要に応じ）<br>開札の日時に開札会場に持参のこと                      |   |
|                                   | 入札   | 入札執行回数は、1回とする<br>その他、入札心得書による                           |   |
| 16. 工事費内訳書の提出                     | <p>入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（科目別内訳まで）を開札会場で提出すること</p> <p>なお、提出した工事費内訳書の返却はしない</p> <p>工事費内訳書の提出がない場合は、失格とする</p>  |   |   |
| 17. 現場代理人及び主任技術者等の届の提出            | <p>開札会場で提出すること</p> <p>現場代理人・主任技術者等配置予定通知書の提出がない場合は、失格とする</p>   |   |   |
| 18. 開札                            | 日時   | 「6. 日程」のとおり   |   |
|                                   | 場所   | 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1<br>苅田町役場401会議室（庁舎4階）               |   |
|                                   | 開札   | 開札会場には、開札開始以後、入場することはできない<br>入札者又はその代理人が1人のみ出席して行うものとする |   |
| 19. 落札者の決定方法                      | <p>有効な入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内にある者のうち、最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。ただし、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する</p>   |   |   |

|                |  |  |
|----------------|--|--|
|                | ものとする  |  |
| 20. 入札保証金      | 免除   |  |
| 21. 契約保証金      | 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること<br>ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する              |  |
|                | (1)  | 町を被保険者とする履行保証保険契約等(契約金額の100分の10以上の金額)を締結し、その証書を提出する場合  |
| 22. 入札の無効      | 次の入札は、無効とする  |  |
|                | (1)  | 金額の記載がない入札   |
|                | (2)  | 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等、入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札 |
|                | (3)  | 同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出した入札  |
|                | (4)  | 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札   |
|                | (5)  | 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札   |
|                | (6)  | 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札   |
|                | (7)  | 入札書の記載金額に対応する工事費内訳書の合計金額(110分の100に相当する金額)が一致していない入札  |
| 23. 支払条件       | 前 払 金  | 前払金は、請負金額の10分の4以内とする<br>中間前払金は、10分の2以内とする<br>ただし、必要条件あり  |
|                | 精 算 払  | 竣工検査完了後、支払請求の日から40日以内とする   |
| 24. 配慮依頼<br>事項 | 本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではない |  |
|                | (1)  | 前払金を積極的に活用すること<br>補助事業の適切な遂行にむけ担当職員と真摯に協議すること  |
|                | (2)  | 下請契約(一次下請以降のすべての下請負人を含む)は主たる営業所が苅田町内にある者を活用すること  |
|                | (3)  | 必要な資機材や消耗品を調達する際は、可能な限り苅田町内から調達するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努めること                                  |

|         |  |
|---------|--|
| 25. その他 | 入札に参加する者は、地方自治法、地方自治法施行令、苅田町契約規則、入札心得書、その他入札及び契約に関する法令を遵守すること<br>「3. 工事概要 工期」及びこの契約は議会議決後に効力を発する<br>否決された場合はこの契約は無かったものとする |
|---------|--|